

長野県ママさんバレーボール連盟登録規定

- 第1条 登録しようとするチームは所定の書式に必要な事項を記載し、毎年原則として4月30日までに連盟に申請するものとする。
- 第2条 連盟の主催する各種大会及び講習会への参加は登録構成員によって編成されたチームでなければならない。
但し、競技会参加要項により認められたときは、この限りでない。
- 第3条 登録構成員の資格は次の通りとする。
① 長野県に在住する家庭婦人とする。
② 同一市町村に在住し、市町村連盟に正式に登録され、且つ、所属する各支部に登録し、常日頃練習を共にしている者。
③ 独身者は満35歳以上であること。
- 第4条 登録は一人1チームとする。
- 第5条 ① 登録チームは登録構成員に追加及び脱退したい者がある場合は、すみやかに連盟に届け出なければならない。
② 同一年度内の移籍は認められない。
但し、理事会で認められたものは、その限りでない。
- 第6条 毎年5月1日以降に申請された登録及び登録構成員の追加は、連盟の受付けた日からその効力を発生するものとする。
- 第7条 登録構成員は予選会に選手として出場しなくても、予選開始当日より本規定による有効な登録構成員である限り、予め許可を得て本大会に出場することができる。
- 第8条 登録に虚偽の申請をした時、その他本規定に反した時、又は合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めた時は、登録チーム又は登録構成員に対し登録を拒み、又は取り消し、あるいは一定期間競技会への参加並びに出場を停止することができる。
- 第9条 本規定は昭和55年6月15日より施行する。
一部改定 平成6年4月10日
一部改定 平成24年4月8日
一部改定 平成30年4月8日